請願の趣旨

ひとたび確定した判決といえども、もしえん罪の恐れがあるならば人道的な観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限りの救済の道を開くことが必要です。

日本の再審制度は、再審請求手続きと、実際にそれを受けて行われる再審公判手続きという二段階の制度の組み立てになっています。しかし、多くの再審事件では一段階目の再審請求手続きで検察は、裁判所の再審開始決定が出されてもそれに従わず、不服申し立てをして争うという対応をしています。有罪判決の証拠に疑いが生じた場合、再審請求に基づき再審開始決定が出された時は、ただちに再審公判を開き、救済を図らなければなりません。検察は再審開始決定に不服があれば、再審公判の中で主張すべきです。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒み再審の道を閉ざすことがあってはなりません。再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度については刑事訴訟法に再審に関する規定があります。ところが、大正11年に制定された旧刑事訴訟法のまま改正されることなく今日に至り、再審に関する条文はわずか19カ条のみで極めて大雑把な規定です。またその審理や進行は、個々の裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが実態です。

再審制度の抱える問題点の一つは、警察や検察が捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。国民の財産である全ての証拠は、弁護団の開示請求に応じ真実解明に役立てるべきです。もう一つの問題点は、裁判所が再審開始決定を出しても、検察官が即時抗告や特別抗告などの不服申立てを行い、再審裁判を開かせずに長期化させていることは人道的観点からも許されません。

つきましては、貴議会におかれましても、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、国に対する「刑事訴訟法の再審規定改正にむけた審議促進を求める意見書」の採択をしていただきますようお願いいたします。

請願項目

一、再審請求手続きにおける検察の手持ち証拠の全面的な開示及び再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止、再審のルールの確立など、「刑事訴訟法の再審規定改正の審議促進を求める意見書」を国へ提出していただきたく請願します。

2021年11月30日

宇治市議会議長

堀　明人　様

請願者　住所　[redacted]
団体名　再審法改正をめざす京都南部市民の会
氏名　共同代表　山崎　彰
電話　[redacted]